平成元年八月環境庁告示第三十九号（水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法）の一部を改正する件　新旧対照条文

○平成元年八月環境庁告示第三十九号（水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法を定める件）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正

別表

有害物質の種類	検定方法	備考
（略）	（略）	（略）
セレン及びその化合物	規格六十七・二、六十七・三又は六十七・四に定める方法	（略）
ほう素及びその化合物	規格四十七に定める方法	（略）
ふっ素及びその化合物	規格三十四・一若しくは三十四・二に定める方法又は規格三十四・一Ｃ(注(6)第三文を除く。)に定める方法及び環境基準告示付表六に掲げる方法	（略）
（略）	（略）	（略）

現行

別表

有害物質の種類	検定方法	備考
（略）	（略）	（略）
セレン及びその化合物	規格六十七・二又は六十七・三に定める方法	（略）
ほう素及びその化合物	規格四十七に定める方法又は環境基準告示付表七に掲げる方法	（略）
ふっ素及びその化合物	規格三十四に定める方法又は規格三十四・一Ｃ(注(6)第三文を除く。)に定める方法及び環境基準告示付表六に掲げる方法	（略）
（略）	（略）	（略）